

令和 6 年度庁舎等使用調整計画

○特許庁総合庁舎

○西新宿再開発建物（権利床）

令和 7 年 3 月 3 日
財 務 省 理 財 局

財 理 第 5 9 5 号

令和 7 年 3 月 3 日

財政制度等審議会

会 長 十 倉 雅 和 殿

財務大臣 加 藤 勝 信

令和 6 年度庁舎等使用調整計画について

標記のことについて、国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和 3 2 年法律第 1 1 5 号）第 4 条第 4 項の規定に基づき、別紙議案を財政制度等審議会に諮問します。

特許庁総合庁舎に係る庁舎等使用調整計画（案）

庁舎等使用調整計画書

1. 庁舎等の国有財産台帳記載事項

【 調整対象庁舎等名 :特許庁 】 (令和5年度末時点)

国有財産台帳記載事項	口 座 名	特許庁 (管理官署 : 特許庁)				
	所 在	東京都千代田区霞が関3-4-3				
	区 分	種 目	数量(㎡)	価格(円)	取得年月日及び事由	備 考
	土 地	敷地	11,511	88,418,681,320	平成19年4月所属替	
	建 物	事務所建 外	S-16-3 外 建 5,028	3,356,098,094	平成元年5月新築	
			延 85,362			
	工作物 外	雑工作物 外	一式	327,367,736	—	
合 計		—	—	92,102,147,150	—	

2. 使用官署の名称及びその使用の現況

(令和5年度末時点)

使用現況	使用官署名	専用面積 (㎡)	使用区分
	<<使用調整対象>> 特許庁(※)	36,768	事務室等
	共用部分	48,594	
	合 計	85,362	

※ 特許庁の調整対象面積は約1,700㎡

3. 使用調整を必要とする理由

フリーアドレス・テレワークの推進やサーバー等の配置見直しにより捻出した空きスペース (約1,700㎡) を有効活用するため。

4. 使用調整の内容、方法及び時期

入 居 予 定 官 署	調整床面積(㎡)	方 法 ・ 時 期	備 考
特許庁 (審判部等)	約 1,700	〈方法〉専用面積の変更 〈時期〉令和7年度以降	分散解消及び業務の効率化
合 計	約 1,700		

5. その他参考となるべき事項

今回の特許庁 (審判部等) の移転により経済産業省別館に生じる空きスペースは、当面、経済産業省本館の大規模空調工事対象課室の一時移転場所として活用予定。

西新宿再開発建物（権利床）に係る庁舎等使用調整計画（案）

庁舎等使用調整計画書

1. 庁舎等の国有財産台帳記載事項

【 調整対象庁舎等名 : 西新宿再開発建物(権利床) 】 (令和5年度末時点)

国有財産台帳記載事項	口 座 名	東京労働局助成金事務センター (管理官署 : 厚生労働省)				
	所 在	東京都新宿区西新宿5-800				
	区 分	種 目	数量(㎡)	価 格(円)	取得年月日及び事由	備 考
	土 地	敷地	-	1,199,455,550	令和5年9月所管換(無償)	共有持分 3,165,073 100,000,000
	建 物	事務所建	建 1,218	881,618,128	令和5年9月所管換(無償)	令和5年3月築
			延 1,218			
	合 計	-	-	2,081,073,678	-	

2. 使用官署の名称及びその使用の現況

(令和5年度末時点)

使用 現 況	使用官署名	専用面積 (㎡)	使用区分
	<<使用調整対象>> 東京労働局助成金事務センター	1,218	事務室等
	合 計	1,218	

3. 使用調整を必要とする理由

東京労働局助成金事務センターの移転・統合に伴って生じる空きスペース (1,218㎡) を有効活用するため。

4. 使用調整の内容、方法及び時期

入 居 予 定 官 署	調整床面積(㎡)	方 法 ・ 時 期	備 考
関東信越厚生局東京事務所	1,218	<方法>所管換 <時期>令和8年度以降	借受解消及び業務の効率化
合 計	1,218		

5. その他参考となるべき事項

- 【借受解消となる庁舎等】
- 所在地：東京都新宿区西新宿 6-2-2-1 新宿スクエアタワー
 - 部局名：関東信越厚生局東京事務所
 - 借受料年額：約7,600万円
 - 所在地：埼玉県川越市大字福田1029
 - 部局名：関東信越厚生局東京事務所 (外部書庫)
 - 借受料年額：約170万円